

平成22年5月18日
第2180号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 地籍調査成果の認証（241・農山村振興課）…………… 1
- 基本測量実施の通知（242・建設管理課）…………… 6
- 公共測量実施の通知（243・建設管理課）…………… 6
- 建築基準法による道路位置の指定（244・山本地域振興局建設部）…………… 6
- 建設業の許可の取り消し（245・秋田地域振興局総務企画部）…………… 6
- 建設業の許可の取り消し（246・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 7
- 建設業の許可の取り消し（247・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 7

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 8
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 8
- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 9
- 土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 9
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 9

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（39）…………… 9

告 示

秋田県告示第241号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称
秋田市
- (2) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
秋田市河辺松淵、河辺和田の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.53km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 2(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市金沢中野、金沢、金沢本町の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.24km²
- (5) 認証年月日

平成22年5月6日

- 3(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市増田町亀田の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.14km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 4(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市平鹿町浅舞、中吉田の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.39km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 5(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市雄物川町今宿の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
1.34km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 6(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市大森町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度
0.17km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 7(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市十文字町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度

- 0.16km²
- (5) 認証年月日
平成22年 5月 6日
- 8(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市山内筏の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
- 0.30km²
- (5) 認証年月日
平成22年 5月 6日
- 9(1) 調査を行った者の名称
男鹿市
- (2) 成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
男鹿市船川港大字台島、女川の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
- 1.93km²
- (5) 認証年月日
平成22年 5月 6日
- 10(1) 調査を行った者の名称
由利本荘市
- (2) 成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
由利本荘市大築の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
- 0.76km²
- (5) 認証年月日
平成22年 5月 6日
- 11(1) 調査を行った者の名称
由利本荘市
- (2) 成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
由利本荘市矢島町木在の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
- 1.22km²
- (5) 認証年月日
平成22年 5月 6日
- 12(1) 調査を行った者の名称
由利本荘市
- (2) 成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
由利本荘市東由利田代、東由利黒淵の各一部

- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.77km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 13(1) 調査を行った者の名称
潟上市
- (2) 成果の名称
潟上市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
潟上市天王、天王大崎の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度
0.43km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 14(1) 調査を行った者の名称
仙北市
- (2) 成果の名称
仙北市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
仙北市角館町山谷川崎、西長野の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.34km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 15(1) 調査を行った者の名称
羽後町
- (2) 成果の名称
羽後町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
羽後町杉宮、貝沢の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.33km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 16(1) 調査を行った者の名称
大館市
- (2) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大館市花岡町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.22km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 17(1) 調査を行った者の名称
大館市
- (2) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿

- (3) 測量及び調査を行った地域
大館市粕田の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.10km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 18(1) 調査を行った者の名称
大仙市
- (2) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大仙市太田町永代・川口の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.48km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 19(1) 調査を行った者の名称
大仙市
- (2) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大仙市刈和野の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.18km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 20(1) 調査を行った者の名称
大仙市
- (2) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大仙市協和船岡の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.86km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 21(1) 調査を行った者の名称
藤里町
- (2) 成果の名称
藤里町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
藤里町粕毛の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.57km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日
- 22(1) 調査を行った者の名称
美郷町

- (2) 成果の名称
美郷町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
美郷町金沢西根の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.63km²
- (5) 認証年月日
平成22年5月6日

秋田県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業を行う地域
秋田県全域
- 3 作業を行う期間
平成22年5月10日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業を行う地域
秋田市全域
- 3 作業を行う期間
平成22年4月27日から平成23年1月28日まで

秋田県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡三種町森岳字街道東 272番地63 近藤 竜太郎	能代市浅内字中山133番 7	34メートル	5メートル	平成22年5月11日

秋田県告示第245号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日

平成22年5月6日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ユーベック

秋田市新屋豊町7番73号

代表取締役 富 岡 正 博

秋田県知事許可（般-21）第10854号

- 3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- 4 処分の原因となった事実

平成22年5月6日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第246号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日

平成22年5月6日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社今野組

大仙市福田町23番41-4号

代表取締役 秋 山 淳 仁

秋田県知事許可（般-17）第70042号

- 3 処分の内容

土木工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- 4 処分の原因となった事実

平成22年4月28日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第247号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日

平成22年5月10日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐々木ハウス工業

雄勝郡羽後町大久保字大久保46番地

佐々木 正 義

秋田県知事許可（般-17）第80115号

- (3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成22年4月23日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 2(1) 処分をした年月日

平成22年5月10日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社トウェイハウス

湯沢市字鶴館28番地1

代表取締役 齋藤 昭 宏

秋田県知事許可(般-18)第9201号

(3) 処分の内容

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年4月30日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

平成22年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 東北血液研究会

3 代表者の氏名

澤田 賢一

4 主たる事務所の所在地

秋田市本道一丁目1番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、東北地方の保健医療の専門医と研究者を対象に、臨床的、基礎的共同研究に関する事業を行い、医療の進歩、向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

平成22年4月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 樽見内地域資源保全委員会

3 代表者の氏名

石山 聞一

4 主たる事務所の所在地

秋田県横手市平鹿町樽見内字三ツ屋92番1

5 定款に記載された目的

この法人は、農村における農地・水・環境保全向上活動を行い、農村環境及び資源の適切な保全、維持のため必要なことに取り組むことを目的とする。

また、農村における生態系保全や景観形成などの農村環境を良くする活動に取り組むと共に、少子高齢化社会の農村における福祉活動に取り組み、豊かで明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 目的

(2) 特定非営利活動の種類

(3) 事業

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、左手子土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字前谷地128	佐々木 良 英
〃 〃 字上野68	佐々木 一 男
〃 〃 字清水下131	佐々木 誠 一
〃 〃 字上野64の1	佐々木 正
〃 〃 字清水下53	佐々木 卓 司
〃 〃 字白川袋64	佐々木 善 明
2 就任監事の住所及び氏名	
秋田市雄和左手子字上野157	佐々木 悦 美
〃 〃 字白川袋61	佐々木 善 衛

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、十文字町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

横手市十文字町佐賀会字新山前6番地

守 屋 敬 一

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町醍醐字関合67番地

山 田 昇

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年5月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十九号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

北秋中央病院	北秋田市花園町十番五号	を
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢十六番二十九	に改め、
北秋田市立阿仁病院	北秋田市阿仁銀山字下新町百二十八番地	を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

平成22年2月9日(第2153号)掲載の労働委員会告示第2号(秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等)

(原稿誤り)

秋田県労働委員会告示第2号は、第1号の誤り。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号